審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	5 - 5
法令名	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律	根拠条項	第	52 条第 1 項	
許認可等	自立支援医療費(精神通院医療)の支給				

(根拠規定)

第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 (許認可等の基準)

自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日付け障発第0303002号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通知)

別紙4

第2 精神通院医療の対象及び医療の範囲

- 1 精神通院医療の対象となる者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有する者で、精神通院医療の対象となる障害は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の19に定めるとおり通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害(てんかんを含む。)とする。
- 2 精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とする。

ここで、当該精神障害に起因して生じた病態とは、当該精神障害の治療に関連して生じた病態や、当該精神障害の症状に起因して生じた病態とし、指定自立支援医療機関において精神通院医療を担当する医師(てんかんについては、てんかんの医療を担当する医師)によって、通院による精神医療を行うことができる範囲の病態とする。

ただし、複数の診療科を有する医療機関にあっては、当該診療科以外において行った医療は範囲外とする。また、結核性疾患は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づいて医療が行われるので、範囲外とする。

3 また、症状が殆ど消失している患者であっても、障害の程度が軽減している状態を維持し、 又は障害の再発を予防するために入院によらない治療を続ける必要がある場合には、対象と なる。

第4 支給認定

- 1 都道府県知事(指定都市にあっては市長。以下同じ。)は、所定の手続による申請書を受理したときは、次により審査を行う。
 - (1) 自立支援医療費の支給認定の申請のみを行う場合

精神通院医療の要否について精神保健福祉センターにおいて判定すること。精神保健福祉センターは、別記の判定指針により、精神通院医療の要否について判定し、その結果を都道府県知事に報告すること。都道府県知事は、精神保健福祉センターの報告を受け、速やかに支給認定を行うかどうかを決定するものとする。